平成２８年（フ）第２７７号
静岡県御殿場市新橋1735番地の１　サンビレッジ５番館201
債務者　緒方　夕子
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４５０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目１番１号（101号）
債務者　山崎　美幸（旧姓林）
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８６号
北九州市門司区吉志１丁目33番１―204号
債務者　岩崎　　学（旧姓岡野）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１１号
沖縄県糸満市字賀数481番地　県営賀数団地３棟106号
債務者　玉那覇千加子
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目118番地１　コーポ華302
債務者　新澤　和樹
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２５３号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目118番地１　コーポ華302
債務者　新澤　捺乃
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５９号
北海道河西郡芽室町東10条10丁目１―31　有限会社細井運輸　帯広営業所、住民票上の住所北海道帯広市清流東２丁目14番地13
債務者　谷口　陽介
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
北海道河東郡音更町新通北２丁目３番地74
債務者　渡部　　諭
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１０９号
北海道帯広市東９条南11丁目12番地　中村ハイツ102
債務者　片石　麻美
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
山形県鶴岡市朝暘町６番５―202号　県営アパート
債務者　荒田　将行
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第４２号
山形県鶴岡市美原町11―47―４　シティーハウス美原105号室、住民票上の住所山形県鶴岡市美原町12番19号
債務者　小菅　博人
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１５８号
静岡県富士市森島369番地の１イエローハイツ森島302号、前住所静岡県静岡市清水区恵比寿町89番地の１恵比寿コーポ307号
債務者　毛利　千晴
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第３２号
静岡県御前崎市池新田3671番地の11　リバーサイド103号
債務者　山口　七奈
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字寺東53番地１　エンゼル照光２Ｃ
債務者　日比野浩一
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２０号
愛知県一宮市八幡５丁目１番87―804号　県営一宮八幡住宅
債務者　井口　崇夫（旧姓土川）
１　決定年月日時　平成28年９月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第７０９号
京都府八幡市男山笹谷５番地―Ｄ11―101
債務者　松浦　　誠
１　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係